令和６年度より、介護サービス事業所が行う財務状況の報告は、

★**情報公表システムへの財務諸表のアップロード**

２つの提出が必要になります。

**★データベースシステムへの収益・費用等の入力**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **介護サービス情報公表システム** | **経営情報データベースシステム** |
| 根拠条例 | 介護保険法第115条の35 | 介護保険法第115条の44の2 |
| 対象事業所 | 以下に該当しない、全ての介護保険事業所。ただし（※１）のサービスを除く。1. 前年度に提供を行った介護サービスに係る費用の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額が　１００万円以下であること
2. 災害その他都道府県知事に対し報告を

行うことができないことにつき正当な理由があること | 以下に該当しない、全ての介護保険事業所。ただし（※１）のサービスを除く。1. 報告対象の会計年度に提供を行った介護サービスに係る費用の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額が１００万円以下であること
2. 災害その他都道府県知事に対し報告を

行うことができないことにつき正当な理由があること |
| 国からの通知の発出 | 令和６年１０月１８介護保険最新情報Vol.１３２２ | 令和６年８月２日介護保険最新情報Vol.１２９７ |
| 県からの通知の発出 | 令和６年１１月１日対象事業者へ通知文を発送 | 令和６年度の報告については令和６年１２月中を予定（メール） |
| 報告に使用するシステムへのログインに必要なIDやパスワード | 県によるＩＤ・パスワードの発行 | ＧビズＩＤプライムアカウント（デジタル庁所管） |
| 報告内容 | 財務諸表（原則として損益計算書・貸借対照表・キャッシュフロー計算書） | 事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報、収益及び費用の内容、職員の職種別人数その他の人員に関する事項など |
| 制度趣旨 | 利用者のサービス選択に資するよう、事業者の情報を広く公表すること | 介護事業者の経営状況を見える化し、実態を詳細に把握・分析すること |
| 公表対象 | 事業所の財務諸表（都道府県に報告した内容がそのまま公表） | 属性等に応じてグルーピングした分析結果（報告された個別の事業所の情報は非公表） |
| 提出期間 | ～令和６年１２月１５日まで | 毎会計年度終了後、３ヶ月以内※令和６年度のみ年度末（令和７年３月３１日）まで |
| 提出フォーマット | PDF又はCSVデータのアップロード | フォームに直接入力又はCSVデータの取り込み |
| 留意事項 | 令和６年度から報告が義務付けられている。 | 令和７年１月より介護サービス事業者経営情報データベースシステム運用開始（報告の受付開始） |

（※１）介護予防支援、居宅療養管理指導、診療所が行う短期入所療養介護、養護老人ホームが行う（地域密着型）特定施設入居者生活介護